

午前10時29分開会

○小林委員長 おはようございます。ただいまから企画総務委員会を開会いたします。座らせてやらせていただきます。

傍聴の方をお願いいたします。当委員会では、録音、撮影、パソコンなどの使用は認められておりませんので、あらかじめご了承ください。

次に、欠席届が出ております。安全生活課長、公務出張のため、区議会事務局長、政務活動費交付額等審査会に出席のため欠席です。

本日の日程及び資料を、事前に皆様に配付しております。陳情が1件、地域振興部の報告が8件、政策経営部の報告が9件、会計室からの報告が1件の順で進めてまいりたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、日程1、陳情審査に入ります。お手元に陳情、企画総務委員会に新たに送付されました、送付6-24、ガザ地区の人命保護および即時停戦を求める決議を求める陳情が送付されました。お手元に陳情の写しをお配りしておりますので、ご確認ください。

陳情の朗読は、省略してよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 省略します。本陳情について、執行機関から情報提供等ございましたら、お願いいたします。

○永見国際平和・男女平等 인권課長 関連情報をご報告申し上げます。

千代田区内には、現在、イスラエル大使館が二番町にあり、また、昨年9月まで麹町二丁目に駐日パレスチナ常駐総代表部がございました。

千代田区は、平成7年に宣言をした国際平和都市千代田区宣言の趣旨にのっとり、世界の恒久平和を希求し、宣言以来、様々な平和事業を積極的に実施しているところでございます。

現在、世界の各地で争いや紛争が続く状況下、当然ながら、区としては争いや紛争はなくなるべきものと考えております。

以上でございます。

○小林委員長 はい。ありがとうございました。

ほかにございますか。（発言する者あり）あ、ちょっと待って。（「ごめんなさい」と呼ぶ者あり）待って、ちょっと。理事者のほう。（発言する者あり）はい。よろしいですね。

なければ、本陳情を執行機関の確認は終了しました。議員の皆さんから、質疑を受けません。

○永田委員 この陳情の趣旨の内容を見ると、パレスチナ側に立った人道的な問題を訴えておりますが、この事件のというか、今回の発端は、昨年、イスラエルでの野外イベント中に襲撃、パレスチナ、ハマスが襲撃して、それで300人以上、何百人だったか忘れましたが、犠牲になったところから始まっていて、で、その以前も複雑な歴史的背景がある中で、イスラエル、パレスチナ、片方に偏った判断というのは、非常に難しいではないかと思えます。この紛争そのものがなくなるということが必要、そういう陳情であれば、

意見書であれば、一つ考慮する余地はあると思いますが、この中を見ると、イスラエルが一方的に悪い、その判断は我々はできないということを申し上げたいと思います。

○小林委員長 はい。意見がありました。

ほかにございますか。

○大坂委員 今、永田委員からもありましたとおり、国際紛争そのものがなくなっていかなければならない、人権を守らなければなりません。この方向性自体は、誰も反対するものではないというふうには思っています。

また、一方で、様々な立場がある中で、国際的なその判断というものについては、日本国においては政府、外務省が中心となってやっていかなければならない。で、その判断の材料としては、我々の国益と世界平和、これ双方が両立する形での判断を求められるというふうには思っています。

そうした中で、我々地方議会として何ができるのかということを考えてときに、政府の考えをしっかりと尊重して、バックアップしていかなければならないということを見ると、議会として、こういったことを決議することを、そもそも議論するのにはなじまないのではないのかなというふうには思っております。

また、このガザ地区の問題に対しては、結構長引いてしまっはいますけれども、即時の停戦そのものが、その問題の根本の解決につながっていないのではないかなというような考え方もあることから、今回この議論というのは、なじまないのかなというふうに判断しております。

○小林委員長 はい。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。じゃあ、なければ質疑は終了いたします。

本陳情に対して、委員の皆様から意見等ございますか。

○大坂委員 今申し上げたとおり、この陳情については、議会で議論するには少しなじまないのかなと思っておりますので、陳情者にお返しをすべきかなと思っております。

○小林委員長 はい。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。

それでは、本陳情の取扱いについて、いかがいたしますか。はい。

それでは、皆さんの意見がございまして、本陳情については、大坂委員からも意見、永田委員からも質疑をされましたけれども、発言の頂いたとおり、本陳情については、当委員会で判断するのはなじまないということで、本陳情については、今の議論をもってして、なじまないということで、陳情はお返しするというで終了したいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、本陳情については終了いたします。

以上で、日程1、陳情審査を終了いたします。

次に、日程2、報告事項に入ります。

地域振興部（１）定額減税と給付の一体的措置について、理事者から説明を求めます。

○赤海コミュニティ総務課長 それでは、地域振興部資料１に基づいてご説明させていただきます。

定額減税と給付の一体的措置についてでございます。本件は、政府与党政策懇談会における総理指示及びデフレ完全脱却のための総合経済対策を踏まえ、令和６年度の税制改正で、所得税と個人住民税の定額減税を実施するとともに、低所得の子育て世帯や定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準の方に、定額減税を補足する措置を講じ、定額減税と給付の一体的措置を実施するというものでございます。

裏面をご覧くださいませでしょうか。こちら令和５年３月２２日の物価・賃金・生活総合対策本部による電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額、及び低所得世帯への支援のための低所得世帯支援枠の措置に伴い実施されました、低所得世帯、住民税非課税世帯ですね、への３万円の給付の後、令和５年１１月２日閣議決定によりまして、低所得世帯支援枠の追加に伴いまして、７万円の追加給付が実施されました。あわせて、住民税均等割のみ課税世帯への１０万円給付というものが実施されておりますが、これが表の①②に当たります。

同じく物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しまして、令和６年度において新たに住民税均等割非課税、または均等割のみとなる世帯に対しまして、１０万円の給付金を支給することといたしました。こちらが④でございます。

また、この①②④の世帯のうち、令和６年５月３１日までに生まれた１８歳以下のお子さん、児童を扶養をする世帯に対して、児童１人当たり５万円を給付するというものがございまして、こちらが③に当たるものでございます。

今回、この①から④とは別に、令和６年度税制改正で、所得税と個人住民税の定額減税の実施によりまして、低所得の子育て世帯や定額減税の恩恵を十分に受けられないと見込まれる所得水準の方に、その定額減税を補足するための給付金を支給するというものでございまして、ご覧いただいている表の⑤、赤枠で囲った部分に当たるものについてご報告させていただくものでございます。

また、資料、表面にお戻りいただけますでしょうか。

項番１、給付の概要でございます。納税義務者及び配偶者を含めた扶養親族の数に基づき算定される定額減税可能額が、今年、令和６年に入手可能な課税情報を基に把握した当該納税義務者の令和６年分推計所得税額、または令和６年度分個人住民税所得割額を上回った納税義務者に、その上回る額の合計額を基礎として、１万円単位で切り上げて算定した額を支給するというものでございます。

項番２の給付対象者でございますが、定額減税による減税額が、令和６年に入手可能な課税情報を基に把握しました当該納税義務者の令和６年分推計所得課税額、こちら令和５年分の所得税額を基に算定しますが。または、令和６年度分個人住民税所得割額を上回った納税義務者でございます。

項番３の基準日。令和６年１月１日でございます。この給付金の対象となる方は、１月１日現在、千代田区に住民登録があり、千代田区で住民税が課税され、今回の措置により定額減税をしきれないと見込まれる納税義務者でございます。

項番４、給付額についてでございますが、（１）所得税分につきましては、所得税の定

額減税可能額、これは1人につき3万円掛ける減税対象人数。これは納税義務者本人と扶養家族数で求められますが、こちらから令和6年分の推計所得税額、先ほど来申し上げております令和5年分所得税からの推計となりますが、こちらを引いて求めた所得税分の控除不足額、こちらをアといたします。

一方、個人住民税分につきましては、同じような計算にはなるんですけども、個人住民税分の定額減税可能額といたしましては、1人につき1万円という計算で、納税義務者と扶養家族数を掛けたものから、その納税義務者の6年度個人住民税の所得割額を引いて求められた個人住民税分の不足額、こちらをイとさせていただきますが、こちらのアとイの合計額、不足分の引き切れないアとイの合計額を1万円単位で切り上げて給付額とするというものでございます。

項番5の給付スケジュール予定といたしまして、事務室の設置を令和6年、今年の7月中旬を予定してございます。また、給付の開始は、令和6年8月下旬と。受け付け次第、順次、処理を進めていくという予定でございます。

また、これにつきましては、対象となる方々に8月下旬に確認書や通知書をお送りいたします。また、さらにこれに先立ちまして、明日以降、区のホームページで、この制度の概要をお知らせするとともに、広報千代田7月20日号で、制度と確認書等の送付時期についてご案内する予定でございます。

申請方法といたしましては、給付額を記載した確認書に、入金希望する口座をご記入の上、返送していただく方式、それから、区のポータルサイトにご入力いただく方式、また、マイナンバーカード作成時に公金受取口座を登録した方につきましては、交付通知書によりまして交付する方式、この三つを今、想定しているところでございます。確認書の返送ですとかポータルサイトへの入力、10月末を締切りとする予定でございます。

なお、確認書をお送りいただく方式の方は、確認書が担当課に届き次第、またポータルサイトにご入力いただく方式の方につきましては、入力内容の確認ができ次第、その都度速やかに処理を進めていきたいと思っております。また、（3）の給付終了は、令和6年12月下旬を予定しているところでございます。

最後に、本件実施に当たりまして、必要となります経費等につきましては、近々予定されております第2回区議会定例会に、補正予算として上程させていただく予定でございます。

なお、そのほか、本件業務の実施に当たりまして、7月から千代田会館8階に事務室を設置する予定でございます。こちらの準備から、先ほどご説明を差し上げました確認書等の送付、それから受付事務、コールセンターその他につきまして、7月中旬から業務を委託する必要があるため、こちらにつきましては、予備費で対応させていただくものでございます。

ご説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。ありがとうございます。説明が終わりました。先ほどの課長のほうからありましたけど、本件におきましては、第2回定例会における議案になる予定の案件ですので、事前審査とならないようにご協力をお願いしたいと思います。基本的な質疑がございましたらお願いいたします。質疑を受けます。

○のざわ委員 先日、令和6年度一般会計補正予算案の第1号概要で、財務課長様から、

ご説明を頂いたんですが、この話って、してよろしいですね。駄目。

○小林委員長 事前審査。

○のざわ委員 事前審査。

○小林委員長 はい、休憩します。

午前10時45分休憩

午前10時46分再開

○小林委員長 委員会、再開します。

のざわ委員、どうぞ。

○のざわ委員 もう少し分かりやすい資料がありましたら、皆様にとってもいいと思いますんで、出していただけたら、出していただけるのはいかがでしょうか。

○小林委員長 はい。理事者。どちらですか。コミュニティ総務課長だ。

コミュニティ総務課長。

○赤海コミュニティ総務課長 第2回定例会においてということによろしいでしょうか。

はい。ご用意させていただきます。

○小林委員長 はい。よろしくをお願いします。よろしいですか、のざわ委員。

○のざわ委員 はい。ありがとうございます。

○小林委員長 はい。

ほかにございますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、（1）定額減税と給付の一体措置についての質疑を終了いたします。

次に、（2）皇居千鳥ヶ淵灯ろう流しー千代田区納涼のタベ2024ーの実施について理事者から説明を求めますが、その後、続いて、（4）、（7）。（4）の戦没者追悼式の開催についてと、（7）の納涼民踊の集いについては、時期も一緒ですので、続いて説明をお願いしたいと思います。

それでは、（2）の灯ろう流しの説明をお願いします。

○高橋商工観光課長 それでは、私からは、地域振興部資料2に基づきまして、今年度の皇居千鳥ヶ淵灯ろう流しについて報告いたします。

1、概要をご覧ください。開催日は、7月24日水曜日と25日木曜日の2日間。午後7時から8時までの開催でございます。ボートに乗る方は、午後6時から乗船できます。小雨決行、雨天と強風時は中止となります。

（4）の参加方法をご覧ください。参加希望者は、今回、事前に観光協会の特設ページで申込みと参加費の決済を行います。今回から全て事前のWeb申込みとさせていただきます。

参加の種類といたしましては、一つはボートに乗るパターンと、一つは灯ろうを買うパターンの二つがございます。①のボート乗船は、1日当たり60艇、2日間で120艇の申込みを受け付けます。昨年は、2日間で2,000を超える申込みがございましたので、今年も抽せんになる可能性が高いと考えております。

②の灯ろう販売についてです。ア)のパターンは、観光協会の特設ページでメッセージを入力していただきます。当日は、その入力されたメッセージが印字、自動的に印字いた

しますので、その灯ろうについては、観光協会側で水面に浮かべるといふものでございます。これは、昨年から実施しているのですけれども、本当は来場したいんだけど、来られない方などからご利用を頂いておりまして、昨年は648個ほど売れているところがございます。イ)につきますとは、会場で自らメッセージを書きますが、こちら水面に浮かべるのは観光協会側で行います。

下の表は、今年の料金体系でございます。後ほど前回からの変更点の項目で説明させていただきます。当日が中止になった場合も、返金はございません。

裏面をご覧ください。スケジュールといたしましては、広報千代田6月20日号掲載に合わせて、募集を開始いたします。

3、前回からの変更点でございます。まず、灯ろう販売とボート乗船の価格を見直しました。下の別表をご覧ください。灯ろう自体は、原材料費も、組み立てる人件費等も上がっていることから、昨年1,500円だったものを2,000円に。ボート乗船につきましては、昨年、本委員会でもご意見を頂いていたところですが、抜本的に見直しをさせていただきまして、ボートに乗る一組、灯ろう三つで1万円とさせていただき、売上金額から必要経費を除いた金額を「さくら基金」等に寄附することといたしました。

ボートの申込みは、昨年の実績では、おおむね17倍に迫る倍率の高さですので、参加された方は、楽しみながら千鳥ヶ淵の環境保全の協力者になっていただきたいという趣旨でございます。

また、灯ろうにつきましても同様で、昨年までは、中止の際には返金することとしておりましたが、その手間と手数料は大変なものに上がります。そのため、今回のイベント参加は、全てを千鳥ヶ淵に協賛していただくという考え方の下、中止の場合も返金はしないとさせていただきます。

3の③でございます。灯ろう販売は、昨年まで、当日の会場販売であるとか、観光案内所での販売もいたしましたが、今回からはWebに統一させていただきます。

また、熱中症対策といたしまして、緑道上で飲料販売ブースを設置します。ボート場に自動販売機はあるのですが、例年すぐに売り切れてしまいまして、必要な方全てに行き渡らないという状況にございました。そのため、このような措置を実施させていただきます。

大きな4、その他でございます。まず、例年のとおり、区内周遊のため、会場テントでガイドマップを配布させていただきます。また、区内ホテルとの連携は、さくらまつりのときに1社と、宿泊プランという形で初めて連携しましたが、新たな課題も分かったところがございます。現在、どのような形で連携できるかは調整中でございますけれども、今回もチャレンジというような形で実施してまいりたいと思います。

また、三つ目の北の丸公園との連携でございますが、この二日間は緑道にたくさんの方が集まりますので、北の丸公園側と分散利用ができないかと、環境省と現在調整中でございます。もし、こちらが実現した場合は、区が行う観光イベントとしては初めて北の丸公園と連携することになります。

一方で、この北の丸公園会場が実現した場合は、警備等にかかる費用を捻出すると、ために、イベント全体を見直しまして、効率化する必要が出てまいりますので、現時点の予定を一部変更する可能性もございます。その際はご了承賜りたいと思います。

私からの説明は以上です。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。委員の方からの質疑、質問を受けます。

○のざわ委員 この裏側の3の①②③④という前回からの変更点に対する対策、非常にされていて、すごいなと思って伺っていました。で、今お話の中で、ボートの倍率でしょうか、17倍というお話がありまして、私、今回、千代田区と、ちょっと隣の区の港区のお祭りに参加させていただいてびっくりしたのが、今年からはっぴの貸出しが、千代田区の方は、寄附みたいな感じだったんですけど、港区の方は、もう完全に1,000円を下さいとなっていて。

何が言いたいかというと、ポート乗船、難しいと思うんですけど、区民の方は1万円ですけれど、17倍の申込みの中身を見まして、観光の方は、5万円とか10万円とか、その個人の、本人確認はどうするんだとかという問題もあると思うんですが、そういうことって、してもいいんじゃないかなというふうに思いましたが、いかがでしょうか。

○高橋商工観光課長 委員おっしゃるとおり、今回1万円とさせていただきましてのは、前回5,000円という金額でございまして、本委員会でもご意見を様々頂いたところでございます。そちら検討いたしまして、額だけで見れば倍になっているというところもございまして、どのような形がよいのか。これ、こちら参加の応募をしていただくのが観光協会というところなんですけれども、千代田区から実際の個人情報の突合とかはできないという中で、どのような申込みが適正か、できるかと、まさに今、委員がおっしゃったようなところも課題にございまして、検討した結果、1回1万円とさせていただいたものでございます。

ちょっと今後も、もちろん千鳥ヶ淵の灯ろう流しもそうですし、周辺区のイベントの状況、その辺りも見ながら、内容を精査して検討してまいりたいと思います。

○のざわ委員 どうもありがとうございます。ポートとか、とっても乗りたい区民の方もいらっしゃると思うんで、ちょっと差をつけていただくとうれしいんじゃないかなと思いました、何か。

あと、この運営をする方々、職員の方、ボランティアの方か。運営をする方々と、あと参加をされる方の安全を守るというか、楽しく終わるための保険みたいな加入状況はいかがでしょうか。

○高橋商工観光課長 こちらにつきましては、観光協会のほうで保険に加入している状態でございます。

○小林委員長 どういう保険。保険の種類はどういう。内容は分かりますか。

○高橋商工観光課長 イベント保険に加入していると聞いております。ちょっと、その詳細につきましては、今手元に情報を持っておりません。

○小林委員長 はい。のざわ委員……

○のざわ委員 どうもありがとうございます。

○小林委員長 はい。

田中副委員長。

○田中副委員長 ご説明どうもありがとうございました。前年度の収支というのは、どんな感じだったんでしょうか。この3の②に、「売上の一部は「さくら基金」等に寄付」ということなんですけれども。

○高橋商工観光課長 申し訳ないんですが、収支の細かい情報について、今、手元にはな

いのですが、少なくとも、この事業については千代田区からの補助金が入っているというところがございます。で、この補助金の考え方といたしましては、この参加者からの利用料であるとか、そういったものを全部、総合的に——かかったお金とその頂いたお金、そこを調整した上で、足りない部分を補助金で出すというような形にしております、今回も同じような形になろうかと思えます。

で、今回は、寄附という、さくら基金等への寄附というふうに申し上げました。ですので、今回は、かかったお金、それから実際に寄附に該当するお金と足らなかったものを精査いたしまして、寄附、千代田区から寄附金とするというような形——あ、失礼、補助金とするという形を取ると、予定でございます。

○田中副委員長 はい、分かりました。引き続き、この売上げの一部をさくら基金にというところなんですけれども、先ほどのざわ委員のほうから、金額を変えるとか、そういうご提案があったんですけれども、例えば申込みのときに、そういうさくら基金に寄附していただけるかどうかとか、そういう項目があってもいいのかなと思ったんですけれども、これは一応ご提案ということで、今回ということではないんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○高橋商工観光課長 そうですね。一つ一つ丁寧にやっていくには、そういったところもあろうかと思うんですが、かなり倍率の高い中を勝ち抜いて参加していただくというところもございまして、ぜひ、そういった方には、同じご寄附を頂いて、これから、桜もかなり老朽化してきているところがございますので、この辺り、千代田区ならではの観光資源として、今後も支えていただければなと思っております。

○田中副委員長 大丈夫です。

○小林委員長 はい。

ほかにございますか。

○米田委員 昨年も伺ったんですけど、いわゆる金額が上がったのは、そういう変更点があったということで理解しました。で、区民枠についても、抽せんでなかなか当たらないということで、昨年言わせていただいたんですけど、ご検討いただいたと思うんですけど、今年も、やっぱり区民枠というのはなかなか、照合が難しい関係でできない、この理解でいいですか。

○高橋商工観光課長 実は、昨年もそうなんですけど、区民枠という形は、もう公表はしていないのですが、お申込みいただいたその住所で、2日間で120艇のところ、60艇60艇、区民とそれ以外というような形で枠設けて、選定させていただいているところがございます。

○米田委員 そしたら、17倍以下になっていくという形で、認識でいいですか。

○高橋商工観光課長 昨年の実績でございますが、区民の方は10.42倍、一般の方は23.12倍という実績になってございます。

○米田委員 改善されたという形で受け止めました。ただ、そうはいつでも、まだ10倍ですんで、また今後、しっかり検討していただきたいなと思えます。

で、さくら基金等に寄附とありますけど、さくら基金に寄附をしていただくのは大いに結構なんですけど、このほかにも何かあるわけですか。

○高橋商工観光課長 今現在、観光協会のほうでは、クロマツエキス入りの入浴剤を販売

しているところなんですけれども、こちらの売上げの一部が国立公園協会に寄附しているというところでございます。千鳥ヶ淵を管理しているのは、こちらの国立公園協会でもございますので、この辺りも、まだ割合をどれだけ、さくら基金がどれだけで、国立公園協会がどれだけとまだ決めていないところではありますけれども、この「等」というのは、そこを想定しているというところでございます。

○米田委員 はい、分かりました。「等」で、やっていただいているんですけど、公表できるものは、やはり寄附ですから、しっかり公表していただきたいと思いますが、いかがですか。

○高橋商工観光課長 分かりました。そのようにさせていただきたいと思います。

○小林委員長 はい。

ほかにございますか。

○永田委員 ごめんなさい。（発言する者あり）私、昨年、毎回なんですけど、消防団で初めから終わりまで運営の状況を見ていて、で、主催は千代田区と観光協会となっておりますが、イベントの運営は外部委託の業者がやっています。それによって、柔軟な対応というのが少しできていないのかなというのを感じました。

というのも、集合時間が6時で、それを過ぎて終わる時間、10分、15分前ぐらいに来た方が、遅れて何かできませんかといったときに、いやもう終わりですから、もう駄目ですという。もうかなり、何ていうんですかね、こう、うーん、事務的に対応されていたのを見て、私、それを見て心苦しくなって、ここで写真を撮るといい写真が撮れますよとか、灯ろうだけ流したらどうですかと言いながら、気を遣って写真を撮って何とか納得してもらって、気持ちよく帰っていただいたんですね。

そういうのは、現場はやっぱり運営業者がやっていたとしても、その責任者と区の責任者が連携して、ある程度、実際にはもう戻ってきた船もあったので、そのときに5分でも10分でもちょっと行って戻ってくるぐらいできるんですよ。でも、そういった臨機応変な対応が混乱を招くというのもよく分かるんですけども、もう完全に事務的に、まあ、いろいろ混乱を避けるためにそういう運営というのもよく理解できるんですけど、もう少し。

せっかくこれだけ、今回1万円もかかる特別感のあるイベントなので、配慮があったほうがいいのではないかなというふうに感じましたが、その辺、どうでしょうか。

○高橋商工観光課長 はい。ありがとうございます。私も、まさにそのときに会場にいさせていただきました。で、ちょうどその15分ぐらい前ですと、戻ってくるボートが非常に多くて、そこを逆走するというところが、安全面上、なかなか難しいという点がございます。

確かに、委員おっしゃるとおり、今回1万円というかなり高額な金額をお支払いいただくという中で、楽しく、または今後も参加していただきたいという気持ちを持っていただくためにも、どのように気持ちよく参加していただけるか、検討してまいりたいと思います。

○永田委員 もう一点いいですか。

○小林委員長 はい、永田委員。

○永田委員 今回、需要と供給のバランスが1万円出しても十分応募があるだろうという

のは、そのとおりだと思いますけども、そうであればもう少しイベントも、もう少し何か仕掛けがあったほうがいいのかなどか思います。それはまた次の、多分これ、開催後の報告のときに、先ほど田中副委員長があったように、収支の報告とかをしていただいたときに、そういったことも委員の中で出てくると思うんで、そのときに指摘させていただきま

す。
それで、ここに1万円でも十分応募があるということを見ると、また少し、ちょっと趣旨が違ってもいいんですけども、ふるさと納税の対象とするのも一つではないかなというの思います。そうすれば、もう少し金額も集まるかなと考えますが。これはちょっと別件かもしれないですけども、検討する余地はあるでしょうか。

○高橋商工観光課長 千代田区の場合、やはり千代田区全体の産業として見ましても、物だけではなくて、事を、体験をしていただくということが非常に多いかと思えます。なので、千代田区の特徴、ふるさと納税の特徴としては、そういった体験にお金を払っていただくということも十分あり得るんだらうと思っております。ちょっと、どこまでできるかというのは、今後の検討になってまいりますけれども、しっかり検討してまいりたいと思います。

○永田委員 はい。以上です。結構です。

○小林委員長 はい。今、永田委員からも指摘ありましたが、これから7月24、25でやるんで、まだできることはたくさんある。先ほど言った、錯綜してもらって、15分じゃボートが錯綜する、これはあるでしょう。でも、言葉はありますよ、言える言葉は。いろいろな言葉で説明をするとか、そういうことはこれからあることなので、ぜひ、検討してもらいたい。イベント業者に投げっ放しはやめてねという話なんで、投げっ放しじゃない、区が主催しているイベントなんで、その辺は区がちゃんとらみを、グリップを持ってねという話なんで、それはこれからできるんで、報告事項じゃなくてこれからやることに對して、ちゃんと対応してくださいという話だと思いますんで、よろしいですか。

商工観光課長。

○高橋商工観光課長 まさにそのとおりだと考えております。特に今回、初めて北の丸公園との連携をしながら、どう楽しんでいただけるかということも、今まさに検討中ですので、せっかく来ていただいた皆様に、千代田区の千鳥ヶ淵を知っていただくというためにも、しっかり検討してまいりたいと思います。

○小林委員長 はい。お願いします。永田委員、よろしいでしょうか。

○永田委員 はい。ありがとうございます。

○小林委員長 はい。

それでは、小野委員。

○小野委員 今回、いろいろ変更点、ありがとうございます。お伺いしたいのが、中止時の返金がないということで、その場合は、当日に灯ろうにメッセージを記入して、船上から自ら放流するという流れになっているんですけども。中止した場合、それなりの数、灯ろうが浮いてしまうと思うんですけど、この辺りについての対応策というのは検討されていますか。

○高橋商工観光課長 委員おっしゃるとおり、ここは今回大きく二つ、事前にそのメッセージを入力していただいて、それを印字してしまうということがございまして、それ自

体は、もう次のときにも使えるのかというところは、また検討していかなきゃならないかなと思っております。

近年、このイベントが雨で中止になったことがちょっとないというところで、どのような影響が出てくるのかというのは、ちょっとやってみてというところがありますけれども、一応こちらの、せっかく作ったものをそのまま廃棄してしまうというところがあり得るのかというところは、やっぱりこの時代にもあり得ないかなと思っておりますので、検討してまいりたいと思います。

○小野委員 そうですね。雨が降らないのが一番なんですけど、万一ということがありますので、何らかもしかしたら、対応策を考えておいたほうがいいのかなというふうに思いました。

あわせて、先ほどおっしゃっていた北の丸公園との連携が調整中ということなんですけれども、これ結論が出るのは大体いつ頃を予定されていますか。

○高橋商工観光課長 広報紙に出す関係もございまして、もうどんなに遅くても今週中に環境省にゴーサインを頂かなきゃならないということで、ほぼ毎日のように調整中でございます。

○小野委員 ということは、確度が高いというふうに認識をしております。かなり動きが変わってくると思いますので、近隣住民への配慮、毎年お願いをしているところではございます。ですので、この辺りの動きが変わることによって、また近隣住民へのご案内等も変わるかと思っておりますので、その辺りも引き続き丁寧に進めていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○高橋商工観光課長 委員まさにおっしゃるとおり、このイベントが実施できるのも、周辺の住民の皆様のご理解の下でございます。しっかりとご説明、ご対応をさせていただきたいと思っております。

○小野委員 はい。よろしく申し上げます。

○小林委員長 よろしいですか。

○小野委員 はい。

○小林委員長 ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。

それでは、先ほどの指摘の中で、収支の話が出ておりましたんで、収支につきましては、一度、終了したら、前年度も含めて決算でなるかもしれませんけれども、イベント保険も含めて、その辺の内容を含めて、区が主催しているものなので、金額で助成する話なんで、しっかりとした報告が要ると思っておりますんでよろしくお願ひしたいと思ひます。はい。

それでは、（２）皇居千鳥ヶ淵 灯ろう流し—千代田区納涼の夕べ2024—の実施についての質疑を終了いたします。

続いて、7月に行われる関係の（４）番、戦没者追悼式の開催について、説明を求めます。

○永見国際平和・男女平等人権課長 地域振興部資料4に基づきまして、今年度の戦没者追悼式の開催についてご報告申し上げます。

先の大戦で亡くなられた方々をしのび、追悼の意を表すとともに、世界の恒久平和を祈

るため、戦没者追悼式を開催いたします。

日時は、令和6年7月13日土曜日、6時半から。小雨決行、雨天中止でございます。
場所は、千鳥ヶ淵戦没者墓苑でございます。

当日の内容でございますが、九段中等教育学校吹奏楽部による式前演奏に始まり、海洋少年団による篝火点火、黙とう、追悼の辞へと進み、次に令和5年度平和使節団団員による平和への決意。参列者の皆様による献花、最後に追悼演奏となり、終了予定時刻は7時15分頃の予定でございます。

どなたでもご参加いただけます。広報千代田やホームページ等で周知を行います。

ご報告は以上でございます。

○小林委員長 はい。報告が終わりました。委員の方の質疑、質問を受けます。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、（4）戦没者追悼式の開催についての質疑を終了します。

次に参ります。7月に行われる関係がありまして、（7）番の納涼民踊の集いの開催について、理事者からの説明を求めます。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 地域振興部7、納涼民踊の集いの開催について、地域振興部資料7によりご説明いたします。

納涼民踊の集いは、靖国神社参道にある大村益次郎像台座に特設やぐらを設置して行う盆踊り大会です。昨年度は、コロナ禍を経て4年ぶりの開催となりましたが、今年度も引き続き実施いたします。

1、日時です。令和6年7月13日土曜日から16日火曜日までの4日間、時間はいずれの日も、午後6時30分から午後8時30分までです。雨天中止ですが、小雨なら決行いたします。

2、場所につきましては、先ほどのとおり、靖国神社境内の大村益次郎銅像周辺です。

3、内容につきまして、同じ期間、靖国神社では「みたままつり」が開催され、区内・区外からたくさんの来場者が訪れます。千代田区民踊連盟の皆さんが、一番内側の輪で踊りますが、どなたでも参加できますので、来場者の皆さんにも、その外側で踊っていただくことにより、特設やぐらの周りを幾重にも重なる踊りの輪ができます。

4、主催者は、千代田区及び千代田区体育協会ですが、5、主管としまして、千代田区民踊連盟の皆さんを中心に実施いたします。

なお、広報千代田6月20日号、ホームページで周知いたしますが、区公式LINEやXを活用するほか、プレスリリースも行う予定でございます。

ご報告は以上です。

○小林委員長 はい。報告が終わりました。委員の方の質疑、質問を受けます。

○入山委員 毎年のように開催されると思うんですけども、このみたままつりについて、今回は特に変更等、屋台とかそういうのはどのような形になるのか、ご存じですか。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 ちょっと詳細については、私たちのほうでは把握しておりません。申し訳ございません。

○入山委員 みたままつりが同時に開催されるということは、かなりの人出があるということなので、そこら辺の防犯なり、人の流れとかで何かけが等、事故等があるようなこと

が、事態も考えられるのかなと思うので、千代田区のほうとしても、（発言する者あり）何かそういう対策というのは、されているんでしょうか。

○小林委員長 じゃあ本件については、これ千代田区主催だから、（発言する者あり）知りませんというわけにいかないんで、ここで何か事故があったら、当然千代田区も関与しちゃうんで、次回の委員会のときまでに調べて、（発言する者あり）報告を頂けますか。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 今、ちょっと、事故のお話が出ましたが、保険のほうについては、毎年のように、いわゆるイベント保険のほうを4日間、加入してございます。で、納涼民踊の集い、その靖国神社のみたままつりの全体の中の大村益次郎銅像周辺の一部で行っておりますので、その部分、納涼民踊の集いをやっている部分につきましては、我々のほうで十分に責任を持って、やってまいりたいと思っております。

ちょっと、靖国神社全体のほうにつきましては、みたままつりの主催者である靖国神社さんのほうの警備等によるのかなというふうに考えているところでございます。

○小林委員長 いや、だから、そうでしょうけれども、一体でやる仕事で、ここだけがやっているわけじゃないんだから、その他の連携もどうなっているのかも知りたいわけですよ。安全について聞いているわけでしょう。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 はい、すみません。

○小林委員長 安全に聞いているんだから、次のときにちゃんと調べて報告しなよ。そうじゃないと、これ、私たちのところは保険に入っていました、ほかは知りませんというわけにもいかないし、当然連携を取ってやる話でしょう。どういう連携を取っていますとか、靖国神社さんからこういう情報をもらっていますとか、その辺がなかったら、千代田区主催の、だから、ほかは知りません、主催以外のところは知りません、あとは靖国神社というわけにはいかないですよ。その辺は、そういうことを心配して危惧して、質問なさっているんだから、その辺は、ちゃんと報告してください。

○橋場生涯学習・スポーツ課長 はい。申し訳ございません。全体のまつりのほうにつきましても、靖国神社さんと連携、密に情報共有をしながら、安全に努めて——実施してまいりたいと思います。また、それにつきましては、次回の委員会のところでご報告のほうをさせていただきたいと思います。

○小林委員長 はい。よろしいですか。

○入山委員 ありがとうございます。

○小林委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、民踊の集いについては終了いたします。

次に、順番を戻りまして、（3）学生アイデアソンの実施について、理事者から説明を求めます。

○森内産業企画担当課長 それでは、地域振興部資料3に基づきまして、学生アイデアソンの実施についてご報告をさせていただきます。

前回の委員会にて報告をさせていただきました産業コミュニティ形成支援事業の予定事業のうち、学生アイデアソンの実施について概要が決定し、公募を開始しますので、報告をさせていただきます。

1、事業の目的でございます。千代田CULTURE×TECHのメンバーである区内

の大学や後身育成に協力的なスタートアップ事業者、企業家と連携をし、区内の中高生の夏休み期間を活用としたアントレプレナーシップイベント「学生アイデアソン」を実施いたします。次の社会を担う若い世代の起業家精神の育成に資するものでございます。

2、事業の概要でございます。（1）タイトルは、「「すき」「もやもや」「ひらめき」を形にする5日間～ミライをつくるプログラム～」とさせていただきます。

（2）概要です。対象は、区内在住・在学の中学生または高校生、定員は20名、定員を超える申込みがあった場合は抽せんとなります。

実施期間は、8月1日木曜日から8月26日月曜日のうちの5日間となります。

周知の方法は、広報千代田6月20日号に掲載、また、区内掲示板、区公式ホームページ、SNSなどで行わせていただきます。

応募の方法は、7月上旬、7月8日から始まる第2週までにWEBフォームでの申請を考えてございます。7月中旬に当選発表、それからメール送付と参加の意思確認を行う予定でございます。

（3）カリキュラム（案）でございます。1日目は、初日は8月1日木曜日、会場は内神田一丁目のコワーキングスペース神田 the C。内容は、先輩スタートアップ事業者としてご自身の経験を踏まえた講演と、参加生徒の自己紹介等でございます。

2回目は、8月5日月曜日、会場は法政大学。内容は、大学紹介とワークショップ。ワークショップの内容は、「アイデアの可視化」でございます。

3回目は、8月6日火曜日、会場は専修大学。内容は、大学紹介とワークショップ。ワークショップの内容は、チーム作りとアイデアのブラッシュアップでございます。

4日目は、8月20日火曜日、会場は明治大学。内容は、大学紹介とワークショップ。ワークショップの内容は、アイデアの収束と発表資料づくり。

そして、最終日、5回目は、8月26日月曜日、会場は東京都のスタートアップ支援施設であるStartup Hub Tokyo 丸の内でございます。内容は、施設紹介と参加者発表会などの予定でございます。

会場選定の理由について、補足で説明をさせていただきます。初日と最終日の施設について、先に説明をさせていただきます。

中高生に対して起業であったり、それに準じる新しい働き方のようなことを知ってもらうきっかけづくりのための場所として選定をしたものでございます。

1日目に使わせていただく神田 the Cは、区内のコワーキングスペースでございますが、できるだけ費用を抑えながらということで選定をしたものでございます。

5日目のStartup Hub Tokyoは、起業を志す人たちが集う場所として、東京都の中小企業振興公社が運営しているTOKYO創業ステーション丸の内の中の施設でございます。千代田区内の大規模施設でもあり、当日も多くの方が在籍されているということが想定されます。

こういった中で、発表会の場として使わせていただくだけではなく、起業を目指す方々が、どのような熱量でそこで作業をしているかということを感じてもらうためにも、選定させていただいたものでございます。

中間の3日間につきましては、区と協定を結んでいる12大学に広く声がけをさせていただいた中で、今回は起業家育成に先行して取り組まれている法政大学、専修大学、明治

大学の3大学様にご協力を頂いたところでございます。大学側としても、将来の学生への接点の獲得や、地域連携の視点からご協力を得られたものでございます。それぞれ無償で会場を提供していただきました。

各日程で冒頭に、大学説明のPRタイムを入れてございます。今後も、機運の高い大学から連携強化を図ってまいりたいと思います。

ご報告としては、以上でございます。

○小林委員長 はい。報告が終わりました。委員の方から質疑、質問を受けます。

○のざわ委員 こちらは、スタートアップと書いてあるんですけども、20名の内訳、つまり、地元でお父様、お母様のお仕事を継いでいかれるような方の参加と、そうじゃない、本当のスタートアップの方々の比率と違って、どんな感じなのかなと。いかがでしょうか。そういうのを。

○森内産業企画担当課長 公募の前ですので、ちょっと状況は分かりません、というのが正直なところでございます。今回、このアントレプレナーシップというような形で、今後の社会を生き抜く力の一つとして、アイデアをまとめたり、それから可視化をしたりというようなことを学んでいただく、いい機会になるのではないかとこのように考えてございます。ですから、特に起業したいとかという希望がなくても、校外活動の一環として十分なものではないかとこのように考えているところでございます。

○のざわ委員 ありがとうございます。

あと、すみません。ちょっと、もう既にカリキュラムの中にあるのかもしれませんが、ちょうどいい機会なんで。私、必ず事業者の方で、そういう、これ、ちょっと違うんですけど、小中学生にこういう、そのことを教えられる方がよくおっしゃるのは、損益計算書と貸借対照表が、もう小中学校から読める子ども教育というのは必要だよなという、そういうお話、よく聞くんですけど。例えば簿記とか会社法みたいな、難しいことは全く要らないんですけど、こんなもんがあるよみたいな。もうかって損して、収支があるよみたいな、そういうのもしていただくといいんじゃないかな。まあまあ、中に入ったら申し訳ないんですけど、いかがでしょうか。

○森内産業企画担当課長 今回は、学生アイデアソンということで、そもそもアイデアソンとは何かというところから報告をさせていただきたいところでございますけども、特定のテーマについて、多様性のあるメンバーが集まって、対話を通じて新たなアイデアの創出や、アクションプランやビジネスモデルの構築などを短期間で行うイベントのことを、アイデアソンというふうに定義をしております。今回は、中高生向けということですので、そういったところに絞って、初歩的なところから指導させていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○小林委員長 はい。

○のざわ委員 どうもありがとうございます。

○小林委員長 それにしては、人数、定員が少ないなというあれなんですけれども、定員については、どういうふうに決めているんですか。

○森内産業企画担当課長 講義形式ということであれば、もう少し定員を多くというような指摘はごもっともだというふうに思っております。ただ、今回は、足かけ約1か月間に

わたる同一メンバーによるワークショップが中心であるということを考えますと、参加者全員で積極的なワークショップ運営ができるということで、適切な人員として20名という枠を設定させていただいたものでございます。

○小林委員長 はい。

あと、超過した人も、興味あるんだからね。何かチャンスがあればいいですよ。それは別に、私の意見です。はい。

ほかにございますか。

○米田委員 1点だけ。いい企画だと思います。で、学生さんに向けてこういった講義、で、様々なアイデアを出し合うと。で、仮にこれ、仮にというのは怒られますけど、これ結構いいアイデアができます。で、このアイデアソンも、出ただけで実行に移せないというの、なかなか、結構多いと聞いています。

で、今回やるに当たって、いいアイデアが出た場合、これ、中高生ですから、そのまま例えばこういう商売にしていこうというのはなかなか難しいんですけど、いわゆる最後に発表したところに、いろんな企業の方が来られていますんで、こういったアイデアを活用できるということも、可能性としてあるんですか。

○森内産業企画担当課長 ご指摘いただいたところでございますが、今回は、あくまでも体験をなぞっていただくということを最優先に考えておりますので、最終日の評価につきましても、チームとしてどのような形で頑張ったかとか、こういったところが改善できればもっといいねというようなことを、講師の方々からアドバイスいただくというような形にさせていただいて、1回きちっとそのつくったアイデアというのは、自分のものになりますので、ぜひ中高生たちが、次の機会にそういったものをベースに生かしていただければというふうに考えてございます。

○米田委員 じゃあ、まあまあもう一点確認ですけど、最後の確認なんですけど、こういったいいアイデアが出た場合でも、周りの企業とか、スタートアップ事業者が、これを活用することはできないと。学生だけで勉強して終わりということですか。

○森内産業企画担当課長 現状はそういった形になっておりますけども、非常に飛び抜けたものがあれば、ちょっとこの千代田CULTURE×TECHの中で、そういったアイデアがあるということを公開して、協力者を得るということも考えてまいりたいと思います。（発言する者あり）

○小林委員長 あ、いいや、小野委員。

○小野委員 今の米田委員の質問は、とても大事だなと思ってまして、この5回目の参加者発表会というところに、いろんな企業に聞きにきてもらうというのは、結構大事なポイントかなと思いますので、そこは今からでもまだ検討ができるのかなと思いますので、ぜひとも積極的な姿勢で検討いただきたいなと思っております。

で、ちょっと細かいことの確認で恐縮なんですけれども、これ、これから募集を始められるということで、実施期間はあるんですが、この5日間のそれぞれの時間帯というのは、もう決まっていますか。

○森内産業企画担当課長 まず前段の部分、ご質問の部分でございますが、基本的には、千代田CULTURE×TECHのホームページの中で、実施レポートという形で載せさせていただきますので、そこと併せて、いいものであればプッシュするというようなこと

は、検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、2点目の時間でございますが、全日程共に、午後開始の予定でございます。で、基本は13時からの開始でございますして、初日と最終日を除くワークショップが入る日程につきましては、4時間程度というふうに考えてございますので、大体13時から17時ちょい過ぎぐらい。延びた場合でも、そのぐらいで考えてございます。

それから、初日と最終日につきましては、同じく13時頃から始まりまして、2時間から2時間半程度というふうな形でございます。

以上でございます。

○小野委員 時間も結構大事、応募する中で大事な条件だと思いますので、ぜひ周知をお願いします。

それから、周知のことが書いてありまして、ここには学校側の告知協力というのが、今のところ見当たらないんですけども、その辺りの調整というのは、今後される予定ですか。

○森内産業企画担当課長 学校側の告知でございますが、まず区内掲示板につきましては、50か所にポスターを貼るということで準備をしているところでございます。

それから、学校側の告知でございますが、先週、区立中高の学校の方々には、協力依頼をしたところでございますので、区立中、中等学校につきましては、全生徒分のチラシを配付するというをお願いしているところでございます。

○小野委員 はい。ありがとうございます。

以上です。

○小林委員長 秋谷委員。

○秋谷委員 1点だけ。この抽せん、超過して抽選になる場合は、区内在住というのは優先されるんでしょうかね。

○森内産業企画担当課長 そういろいろなご意見がございますので、できればそういった形にしたいというふうに考えております。（発言する者あり）

○小林委員長 すると、その最後の5回目なんかは、ネット配信はできない。とかね。いや、やれというわけじゃない。できないのと聞いている。検討に値するんでしょうか。

どうぞ、担当課長。

○森内産業企画担当課長 最終日のネット配信というご希望もございましたけども、今のところ、会場設備等の関係で、今のところはネット配信は考えてございません。

○小林委員長 はい。今後ね、こういういいことをやったときは、広く聞いてもらえるようにネット配信できれば、行けなくても観れるようになるんじゃないですか。アイデアソンならではのアイデアを出してください。はい。

よろしいですか。（発言する者あり）大丈夫ですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、質疑を終了いたします。

次に、（5）公民協働推進制度による子どもたちへの文化芸術の学習機会の充実に関する協定締結について、理事者から説明を求めます。

○菊池文化振興課長 それでは、地域振興部資料5に基づきましてご説明いたします。本件は、広報6月20日号に掲載予定の事業の情報提供になります。

まず、1番、本件締結に至った経緯でございます。企画課では、昨年度より公民協働推進制度を実施しておりまして、自由提案型の事業を随時募集しております。その中で今般、子どもたちの読書活動や執筆活動の推進に資する事業提案がありまして、これが第4次千代田区文化芸術プランの中の重点目標にも資する、子どもたちに文化芸術に触れる機会や、学習機会を提供し得る協働事業提案であるとも考えられたことから、本制度に基づきまして協定を締結いたしました。

項番2番、締結先は、株式会社クリエイトでございます。

次に項番の3、協定に定める区との協働事業ですが、区に在住、または在学する小学生及び中学生を対象とした読書活動、及び執筆活動の推進に関する事項、その他となっております。

項番の4、協定の有効期間ですが、令和6年5月28日から令和7年3月31日まで。ただし、満了日の1か月前までにいずれか一方から申入れがない場合、有効期間を1年間更新するというふうになっております。

最後に項番の5、本協定に基づく今後の予定ですが、別添に参考資料といたしまして、案内用のチラシを添付しましたのでご覧ください。

まず、1枚目のチラシをご覧ください。こちらは、子どもたちの夏休みの企画といたしまして、区内在住・在学の中学生の方々を対象に、日比谷図書文化館におきまして、8月1日木曜日の午前中に、日比谷図書文化館ツアーを開催いたします。こちらは、ふだん見られない閉架書庫や収蔵庫などの見学、図書館講座などを企画しております。

裏面の2枚目のチラシになります。こちらは同じ日の午後、「中学生のためのやさしい小説書き方講座」を、同じく日比谷図書文化館で開催いたします。こちらは、小説を初めて書く方に向けたキャラクターづくり、プロットづくりなどを、小説を書く基本をレクチャーする内容となっております。今後、これらの企画の実施状況を踏まえまして、連携事業を順次拡充していく予定でございます。

ご説明は以上です。

○小林委員長 はい。ありがとうございます。説明が終わりました。委員の皆様からの質疑、質問を受けます。よろしいですか。（発言する者あり）

じゃあ、入山委員。

○入山委員 ちょっと1件だけ。こちら協定されたということで、こちらの株式会社クリエイトさんのふだんの事業内容というのは、こういったことをやられている会社でしょうか。

○菊池文化振興課長 クリエイトさん、非常に手広く事業をやっていらっしゃるしまして、主に人材派遣業、それから広告代理店業、こちらをメインにやっていらっしゃいます。それ以外の事業活動も様々やっていらっしゃいますが、メインとしては、そういった事業をやっていらっしゃいます。

○入山委員 そういった何かノウハウがあって、この事業になったということによろしいでしょうか。

○菊池文化振興課長 様々な事業活動の中で、このクリエイトさん、社内でも文学賞というものを実施していたそうです。で、この文学賞を実施していたんですが、なかなか、この広がりを見いだせない状況だったということがありました。

また、一方、我々としては、ちよだジュニア文学賞、こちらのほうも、てこ入れを図らなければいけないという状況がありました。そういったところで、この小説の書き方講座の真ん中の講師である役員の山竹さんという方がいらっしゃるんですけど、こちらの方は非常に読書や執筆活動に熱心な方でして、文学賞ですとか、千代田のこういった子どもたちの教育活動に力を入れていきたいというご意向がありましたので、そういった我々との双方のニーズがマッチしたということでございます。（発言する者あり）

○小林委員長 はい。

それでは、ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、（５）公民協働推進制度による子どもたちへの文化芸術の学習機会の充実に関する協定締結についての質疑を終了いたします。

次に、（６）千代田図書館における夏休み期間中の子ども向けサービスについて、理事者から説明を求めます。

○菊池文化振興課長 続きまして、地域振興部資料６に基づきましてご説明させていただきます。本件も、広報６月２０日号に掲載予定の内容の情報提供ということになっております。

千代田図書館では、小中高生の読書活動推進のため、平成２６年度より、夏休み期間中、７月２１日～８月３１日の期間、開館時間を午前９時からとしているところでございます。今回、この開館時間とサービス内容を試行的に変更をさせていただきたいと考えております。

まず、項番の１、今回、開館サービスの内容を変更する背景でございますが、夏休み期間中の午前９時から１０時までの時間帯、小中高生の利用状況を見ますと、主に前半、７月２１日～８月１０日、お盆までの期間ですが、こちらの期間と比較しまして、後半の期間、お盆の後半ですね、８月１１日～８月３１日までの期間に利用が増加する傾向が見られました。そこで令和６年度は、試行的に開館時間を９時からとする期間を８月１１日～８月３１日に変更させていただき、この期間中に夏休みの学習環境や学習支援体制をより充実させることで、子どもたちの読書、学習活動を支援してまいりたいと考えております。

次に、項番の２、具体的な試行実施の概要でございます。（１）開館時間を９時からとする期間を、夏休み期間中の７月２１日～８月３１日までの４０日間から、８月１１日～８月３１日までの２０日間に変更いたします。

一方、新たに設定いたしました８月１１日～８月３１日までの期間において、子ども向けの学習環境、学習支援サービスを充実させます。

具体的には、１、千代田図書館の中高校生専用席の増席。２、千代田図書館研修室を自習スペースとして一部開放。３、小中学生の学習支援体制の強化。具体的にはレファレンジャーの増員でございます。こういった内容を実施してまいりたいと考えております。

最後に、項番の３、その他です。今回の措置は、試行的実施とさせていただき、実施状況を踏まえまして、令和７年度以降の対応を検討してまいります。

ご説明は以上です。

○小林委員長 はい。理事者の説明は終了いたしました。委員の皆様の質疑、質問を受けます。

○大坂委員 繰上げ期間自体は短くなってしまおうということですが、サービスの縮小という部分も一部あるのかなとは思っています。で、その分、繰上げ期間中は、学習支援体制を充実していくんだというところで、そこは一定の評価はするんですが、縮小するに当たって、私なんかは、夏休み期間中の子どもの勉強場所ということでもあるので、仮に1人でも来る方がいるのであれば、続けていただきたいなという思いもあるんですけども、その辺りは費用対効果というか、1時間早く開けることによって、恐らく結構な費用がかかってしまうところの勘案で、こういう結果になってしまったのかなと思うんですけども。その辺り詳しく、もう少し説明をお願いします。

○菊池文化振興課長 ご指摘、重く受け止めさせていただきます。サービスの低下ではないかと。開館期間の短縮ということについては、おっしゃるとおりだと思います。しかしながら、我々は最大多数の最大幸福を求める立場といえますか、より多くの皆様方にご満足いただける状況をつくり出すのが仕事だと思っております。限られたリソースでございますので、それを適正配分するという趣旨で実施させていただきたいと思っております。

また、単に開館時間の圧縮だけではなく、その期間中への小中高生の学習機会の確保、こちらを充実してまいりますので、その充実のほうにも目を向けていただければと思っております。よろしくお願いたします。

○大坂委員 短縮自体は致し方ないというところで、今、説明がありましたけれども、期間中の学習環境、学習支援体制の充実、このところについても、今年度、試行でやって、で、その結果を受けて来年度以降、さらに充実をしていただければというところは期待します。

で、最後のその他、7年度以降については、試行実施の検証結果を踏まえて決定するという文言がありますけれども、これ、前半期間、その時間帯はオープンしていないわけじゃないですか。ということは、そこに子どもたちは来ないわけで、どう検証しても、そこは、やっぱり開かなきゃいけなかったよねという検証結果にはならないというふうには思ってしまうんですけども……

○小林委員長 確かに。

○大坂委員 そのところ、もし仮に、そうですね、どういう状況だったら、次回、次年度以降、繰上げ期間をまた前倒しをする結果になるのか。この書き方だと、もうこれは前半期間は、再度やらないよというようにしか見えてこないんで、私個人としては、もっと夏休みは早くからやっていますよということをしかりと子どもたち、学校関係に告知をしていくとか、そういったことも必要なのかなというふうには思うんですけども、その辺り、お答えをお願いします。

○菊池文化振興課長 ご指摘ごもっともだと思っております。既に学校関係者につきましては、校園長会それから教育委員会等にご報告させていただいております。教育委員会などからも、この内容については、しかり周知を図るようということでご指摘を受けております。広報だけでなく、学校関係者にもこういった内容をきちっとチラシ、またこういった案内を配らせていただいて、ご理解いただけるようにしてまいりたいと思っております。

また、9時から10時までの開館状況が、どのような状況になったら、また元の状況に戻す指標になるのかというご指摘だと思います。現状、夏休みの期間中、これ、定点観測

なんですけども、目視で9時から10時までの期間の中で入館待ちをしている方というのは、ほぼ1名から2名という状況です。これは期間を通じてです。夏休みの期間中。ですから、この状況が、さらに悪化するような状況が散見されるようであれば、これは元に戻さなきゃいけないというふうに思っております。

一方で、利用者の声というのも拾っております。満足度調査の中では、施設利用者の満足度というのは90%を超えております。で、その中で、自由意見の中で、9時開館にしてほしいという意見もありますが、非常に少数だというふうに認識しております。一方で、多くを占める意見としまして、席数が欲しいですとか、自習スペースはとていいんだけど、もう少し利用時間を増やしてほしいというような意見が多々寄せられていますので、こういった意見を踏まえて、我々としてもサービスの充実の内容を変更させていただいたということでございます。

○小林委員長 よろしいですか。

ほかに。

○米田委員 最後の見直しの内容の（2）の3のところなんですけど、何とかレンジャーでしたっけ。これ、今現在何人いて、何人に増えやすかというのを教えていただけますか。

○菊池文化振興課長 レファレンジャー、夏休み期間中10名、配置させていただいております。これを12名に増員させていただきます。

○米田委員 というのは、結構これ、利用されている方、助かっていると聞いています。で、聞くところによると、時間帯にもよるんでしょうけど、もうこのレンジャーの方がまばらで、必要としているときに来ないと、いないという状況も聞いておりますので、今回2人増やしていただけますけど、それもしっかり見ていただいて、必要に応じてこういった人数の増加とか、この辺もしっかり検討していただきたいんですけど、いかがですか。

○菊池文化振興課長 レファレンジャーの数、従前ですと9時から10時までの期間にありながら10名という状況でした。それを今回からは、10時までの開館にしつつ、なおかつ12名に増員させるということですので、密度の点では十分増えるかと思っております。

ただし、人員の配置の関係で、なかなか目の届かない状況はあったかと思っておりますので、そこら辺は、指定管理者にきちっと指導監督してもらいたいと思っております。

○小林委員長 よろしいですか。

○米田委員 はい。

○小林委員長 はい。それでは、（6）の質疑を終了いたします。

次に、（8）（仮称）新九段生涯学習館整備計画の検討について、理事者から説明を求めます。

○沖田施設整備担当課長 それでは、（仮称）新九段生涯学習館整備計画の検討につきまして、地域振興部資料8に基づきご説明いたします。

九段南一丁目の再開発につきましては、前回の連合審査会でも様々にご意見を頂きまして、どのような公共公益施設の機能を導入するかということについては、今後、全庁的に検討することとなったところでございますが、九段生涯学習館につきましては、現在の場所に定着しているということから、まずは現在地に戻ることを前提に検討を進めていくこととしております。

本日は、その生涯学習館に関して、今年度の取組や直近で実施予定のアンケートの概要、今後の大まかなスケジュールについてご報告をさせていただきます。

まず初めに、1番の趣旨についてです。九段生涯学習館は、昭和55年に竣工し、その所在地は九段南の市街地再開発事業のエリア内にあります。そのため、再開発事業の進捗を見据え、新たな九段生涯学習館に求められる機能等について、調査検討を行っていくものでございます。

次に、項番2、令和6年度の主な取組についてですが、九段生涯学習館の現況や、施設利用者等へのアンケートを実施し、課題やニーズを把握してまいります。その上で、新たな施設に求められる機能等について、基礎的な調査を実施してまいります。

具体的な取組としては、大きく3点ございます。（1）の九段生涯学習館の現況把握ですが、現施設の調査やアンケートを実施し、利用実態や課題の調査を行ってまいります。

また、（2）新たな施設の機能検討につきましては、アンケートにて施設利用者や未利用者の意向や要望事項を幅広く把握するとともに、他自治体の事例等も調査をしてまいります。

最後に、（3）移転先の検討としましては、工事期間中の代替施設について、必要な機能や規模などについて、条件を検討してまいります。

次に、項番3、アンケートの実施概要についてです。アンケートの対象者ですが、施設の団体利用者や個人利用者及び未利用者で、調査目的は利用実態や施設の評価の把握、施設を利用しない理由や、今後の施設の在り方についての意見を把握することとしております。

調査方法につきましては、広報千代田6月20日号に回答用URL、いわゆる二次元コードも掲載をしまして、Webで回答を募ることや、九段生涯学習館やスポーツセンター等に紙アンケートと回答ボックスを設置し、回収することを予定しております。

なお、団体利用者については、窓口や郵送でアンケートを配付し、回答を募ってまいります。

実施期間は、団体については窓口や郵送で配付することから、若干の違いを設けておりますが、おおむね6月20日から7月10日までの20日間でございます。

最後に4、今後のスケジュールですが、6月に施設利用者・未利用者アンケートを実施し、アンケートの内容を踏まえて、7月以降に施設機能の検討を行ってまいります。

また、10月頃から、他自治体の事例調査を行い、来年3月に基礎調査を取りまとめていく予定でございます。

次年度につきましては、あくまでも予定となりますけれども、今年度の基礎調査結果を踏まえまして、検討会の設置やパブリックコメントを実施し、様々な意見を頂きたいと考えております。

なお、今後の進捗に応じて、適宜当委員会にもご報告をさせていただきます。

簡単ですが、報告は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。委員の皆様からの質疑、質疑を受けます。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、8番、（仮称）新九段生涯学習館整備計画の検討につい

での質疑を終了いたします。

以上で、地域振興部についての報告を終わります。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。

それでは、ちょっと、休憩します。

午前11時51分休憩

午前11時57分再開

○小林委員長 それでは、委員会再開します。座らせてやらせていただきます。

続いて、政策経営部の報告事項に入ります。

政策経営部（1）組織整備案について、理事者からの説明を求めます。

○御郷企画課長 では、私のほうから報告事項1、組織整備案につきましてご報告いたします。政策経営部資料1をご覧ください。

1、今回の整備理由でございます。これまで区は、「2050ゼロカーボンちよだ」に基づきまして、2050年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロを目指し、温室効果ガスの削減、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図っているところでございます。

この「2050ゼロカーボンちよだ」の実現に向けまして、環境や脱炭素などの高度な知識、情報に基づき、地方公共団体や企業、区民などあらゆる主体との調整に対応する必要があるため、今般、執行体制を確保するものでございます。

2でございます。組織整備内容でございます。環境まちづくり部に「ゼロカーボン推進技監」を設置いたします。

1枚おめくりいただきまして、別紙をご覧ください。左側が現行の組織でございまして、右側が改正案でございます。中段下の環境まちづくり部に赤字部分、ゼロカーボン推進技監を設置いたします。

また1枚戻っていただきまして、資料1の3の施行期日でございます。令和6年7月1日でございます。

説明は以上です。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。委員の皆様からの質疑、質問を受けます。

○永田委員 これ、ゼロカーボン推進技監というのは、兼務とか、あるいは庁内から人材を確保するのか、あるいは環境省とかそういうところが、専門家が来るのか。どのように決まるんでしょうか。

○御郷企画課長 こちらは技監ということで、兼務という形ではなくて、今回、環境省のほうから専門的知識を有する者が、方が来ていただくという形になっております。

○永田委員 恐らくそうだと思っていました。環境省から人材、天下り先でこういうのがあるのかよく分からないんですけど、これまで、（発言する者あり）代官町通りの整備のときに、土手側が環境省の管轄、所管だったんですね。そのときに、区と協力していろいろ進めましょうといったときに、環境省は、うちの所管のほうには一切手を触れるなど、そういう態度だったんですね。そう、非常に環境省に対して、私は疑問を持っていると。

で、実際にゼロカーボン推進技監って、来てやることがあるんですかね。

○小林委員長 何をやるの。

○永田委員 全体で、国全体で決まったことなのか、本区だけで決まっているのか、どち

らなんでしょうか。

○御郷企画課長 ゼロカーボン推進技監の業務といたしましては、整備理由に書かせていただいた環境、脱炭素には関わるものでございます。例えば、再生可能エネルギー電力の活用とか、例えば区内の中小企業のDX推進に関する支援など、そういったところもしっかりと進めていきたいと思っております。

また、区有施設のほうで、ZEHとかZEB関係もするということで、庁内それから庁外の企業も含めた、そういったところの調整役という形で活躍いただくというふうに考えております。

以上です。

○永田委員 「二酸化炭素排出量ゼロを目指し、」と言いながらも、こういったものって非常に政治的で、今、今後アメリカ大統領選挙があって、トランプ大統領になったら、パリ協定を離脱すると言われてます。そうすると、全体的にこういう流れが失速していくというの、いろんなデータの中だと、大気中の二酸化炭素濃度は0.04%しかない。そこを幾らいじっても、実際にはそれほど大気に影響は少ないと言われてるし、そういったことを今ここであまり言っても、意味がないのかもしれないんですけど。最終的には、究極的には、常にパリ協定もそうですけど、産業革命以前というのが基準になってますが、産業革命以前のような経済活動を縮小しないと、こんなゼロなんて実現できないとも言われてます。

それを、こんな技監が来て、何かやろうといっても非常に疑問であるということ、私の意見として申し上げておきたいと。で、区としても、この二酸化炭素排出量ゼロを目指すと言いながらも、例えば今、ヨーロッパとか北欧を中心に、こういうのが進んでいるように見えても、本気で取り組んでいる国というのは、実は少ないということも一方であるんです。そういったことも踏まえて現実的に対応してほしいと思いますが、どうでしょうか。

○御郷企画課長 今、委員ご指摘のお話も踏まえまして、環境まちづくり部だけではなく、全庁的にもしっかり取り組む。また、その所管だけではなく全庁が協力していく、区内の事業者も含めて推進していくということが、非常に鍵になるというふうに認識をしております。

委員ご指摘のほうも、ご意見も踏まえながら、しっかりと前に進めるような形で取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○永田委員 はい。もう、いいです。

○小林委員長 いいですか。今もご指摘ありましたけど、温暖化ガスの削減とか地球温暖化対策の総合的な対策というのをやるというのであれば、4月、普通は4月から、当初予算から入ってくるものだと思うんですけども、この7月からという少し時間が、4、5、6と空きますよね。で、このギャップは何なのかということ。総合的にやれば、本来は年度初めからやっていたほうが、組織も改正できているしというところだと思うんですけど、特別にこの3か月間が、ちょっと、やっぱり違和感があるねというような気がしますが、その辺は、7月1日からというのは決まっておると思うので、その辺は何ででしょうかと。

○御郷企画課長 今、委員長のお話、ご指摘でございます。なぜ7月からなのかというところでございます。今回、国、環境省から派遣をする、していただく、の中で、先方のほうの人事異動の関係も、タイミングとしてはあったといった形でございます。本来であれば、事業としては年度の、4月当初からということも、取り組む上では非常に早くからということでは大事かもしれませんが、しっかりと7月1日に来ていただきまして、ゼロカーボンを推進していただきたいというふうに考えております。

以上です。

○小林委員長 はい。

田中副委員長。

○田中副委員長 こちらの組織の期間ですね。設置期間というのは、どのぐらいになりますでしょうか。2050年までとか、そういうことなんでしょうか。

○小林委員長 ゼロカーボン。

課長。

○御郷企画課長 派遣期間、具体的に何年ということは、今のところちょっと、先方との、その本人との人事の関係、組織の関係がありますので明確に申し上げることはできませんけれども、しっかりと、今回、そのゼロカーボン推進ということもありますので、短期的なものよりは、全庁的に少しその推進が各職員、各事業に浸透するような形で取り組みながら、その組織の状況、人の状況というのは検討していくという形で考えております。

以上です。

○小林委員長 小野委員。

○小野委員 素朴な疑問で、こちらの別紙の赤字で「ゼロカーボン推進技監」と書いてあります。技監って、この技監は総監督を表すものなのかなというふうに考えておりますけれども、ゼロカーボン推進担当課長と離れて、あえて真ん中に「ゼロカーボン推進技監」を添えているというのは、何か意図が、意味がございますか。

○御郷企画課長 今回のこのゼロカーボン推進技監につきましては、スタッフ職という扱いを検討しております。担当する業務としては、環境政策課の業務というのはほとんど、あとゼロカーボン推進担当課長の業務というのが、ほとんどになると思いますけれども、基本的にはスタッフ職という形で考えているといったところです。

○小野委員 というと、総監督という位置づけではないという捉え方でよろしいですか。

○御郷企画課長 総監督、総指揮という形というのは、何かその重要な政策を判断するか、決定するというようなものではなくて、例えば専門的な見地から、少し助言するとか、提案するとか、組織横断的な調整をするとか、そういった役割を期待しているといったところです。

以上です。

○小野委員 はい、分かりました。どうしても、この技監という漢字にイメージが強かったので聞いてみました。となると、全庁的にこのゼロカーボンが少しでも進むように調整などをしてくださる、要は細やかな動きというのが求められているのかなと思いますので、ぜひそういう実務力のある方がいらっしゃるものだと思っておりますので、また進みながら、何かこちらでもご意見があったりするときには、当委員会でも取扱いをぜひ。できれば、最初のうちはちょっと細やかにやっていただくとありがたいなと思いますので、お

願います。

○小林委員長 はい。企画課長。できないの。

○御郷企画課長 今、委員ご指摘のとおり、非常に3か月おいて7月1日からということもありますので、スタートダッシュも大事だと思います。しっかりとゼロカーボンが区の内外に浸透するような形で、推進していきたいというふうに考えております。

以上です。

○小林委員長 これ、小野委員ね。企画、やや組織だけなんで、組織の報告なんで、実際は環境まちづくりの所管に入りますんで。

○小野委員 それはそうです。

○小林委員長 はい。そうですね。

○小野委員 それは分かる。

○小林委員長 だから、ここのところのゼロカーボンが、からの、ここの技監からここの委員会で何か直接よく聞くようなことはできないんですけども。

○小野委員 あ、そうか。環まちか。

○小林委員長 はい。報告いただけないと思います。

○小野委員 分かりました。

○小林委員長 その辺は、もし必要であれば、委員会として呼び出すような形となりますんで、ご理解いただきたいと思います。

○小野委員 はい、分かりました。

○小林委員長 ちょっと、やっぱりね。ここのところ、組織を出しても、理解する、急に入ってきたらと、みんな理解できないと思うのね。で、ここに、例えばご指摘あったように、ゼロカーボン推進担当課長がいて、その技監の下にいないというのはおかしいねというような意見もあったわけなんで。で、組織上、この位置づけ、このところで理解できるかというのは、突然だし、ちょっとね、これ検討が要ると思いますよ。これ別に条例事項じゃないんで、どこがやっぱりフィットするのかと。この技監の立場がどうなるのか、どういう指揮系統に入るのかというのは、議会としても、もう我々の場合、これ、組織を見るだけなんで、コントロールはできないんで、あとはもう環境まちづくり部に入ってしまった（発言する者あり）やっていたとということになってしまいうんで、その辺は少し、また検討は要ると思いますんで、引き続きお願いしたいと思います。よろしいですか。

企画課長。

○御郷企画課長 すみません。ご指摘を踏まえまして、また庁内でも検討していきたいと思えます。

以上です。

○小野委員 はい。

○小林委員長 はい。よろしいですね。はい。

大坂委員。

○大坂委員 今回の部分と少し重なるところではあるんですが、組織というところから2点ほど指摘しておきたいと思うんです。

で、今回、外部から環境省の方が来ていただく、優秀な人材が来ていただけるものと信じていますけれども、外から優秀な人材が組織に入ってくるに当たって、やっぱりメリッ

ト、デメリット、それはもう裏表だと思っています。で、そうしたときに、やはり組織をどうやってマネジメントしていくのかという視点が、やっぱり一番大事になっていくと思います。で、特にこのゼロカーボンという事業については、外からその成果というのが、なかなかすぐに見えづらい部分でもあるので、中で、突然来て、その2年間なり3年間何をやっていったんということが言われかねないような事業の内容にもなってくると思いますので、その辺、非常に分かりやすく。我々議会に対してもそうですし、区民の皆さんに対しても分かりやすく、この人はこういうことをやっていて、こういう成果が上がっていますということは、しっかりと説明をしていただかないと、本当に何でこのタイミングでこういう人が来たんだろうということになってしまいますんで、そこはしっかりとやっていただきたいというのが一つ目。

もう一つが、全庁的に人材不足になっているというところで、外から優秀な人材を入れてくるということは、非常に有効な施策だと思っていますが、そうした中で、なぜゼロカーボンなのかというところが、やっぱりひとつ疑問には残ってしまいます。もっと、圧倒的に人が足りなくて困っている部署というのはたくさんある中でということなので、そういった点も踏まえて、今後しっかりと、庁内の組織をしっかりと構築していくということを視野に入れて進めていっていただかないといけないというふうに思っているんですけども、その辺の認識について確認させてください。

○御郷企画課長 まず、1点目のご質問でございます、ちゃんとしっかりと成果を見えるようにというご指摘だったと思います。短期間で、なかなかカーボンオフセット、いろいろな事業がある中で、どれだけ脱炭素の取組が進んだかというのは、なかなか表、外に出していくというのは難しい中ではありますけども、しっかりとその成果というものを、組織を担当する企画課としても、しっかりと環境まちづくり部と共に連携しながら検討していきたいというふうに考えております。

また、人材不足というご指摘もございました。組織をつくっても、なかなか人がつかないということも、ポストによってはあろうかと思えます。しっかりと、そのポストと政策と、それから人という形で、あと予算という形で事業がしっかりと取り組めるような体制。人、整備、お金については、政策経営部として検討していきたいというふうに考え——連携しながら検討していきたいと思えます。

以上です。

○小林委員長 はい。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、（1）の組織整備案について、質疑を終了いたします。

次に、（2）千代田区手数料条例及び財政状況の公表に関する規定整備について、理事者からの説明を求めます。

○中根財政課長 それでは、政策経営部資料2をご覧ください。本案件につきましては、第2回定例会での提案を予定している案件につきまして、概略をご説明させていただくものでございます。

まず、内容的には二つございます。手数料の関係と、財政状況の公表の関係の2項目でございます。

まず、手数料のほうでございますが、手数料の関係につきましても、その手数料の中で2、項目として二つございます。一つは、建築基準法の改正、もう一つは宅地造成及び特定盛土等規制法の施行の関係でございます。

まず、建築基準法の関係につきましては、建物の省エネ改修を進めていきたいという中で、現状では法令のため改修ができない案件について、進められるような法令改正が行われましたので、その法令改正に伴って発生する新たな手数料について定める必要が生じております。2点目の宅地造成法の関係も、法令が全面的に改正されまして、そのため、新たに千代田区において許可の事務等が発生するため、その手数料を定めるもの、必要が生じておるものでございます。

二つ目の「財政状況」の公表につきましては、今、本区――あ、本区だけじゃないですね、全国の自治体で、各自治体の財政状況は、条例を定めて年2回公表する必要がございます。その定めている条例につきましては、昭和期に定められてから見直しというのが行われておりませんので、若干今の状況と離れてしまっているような状況がございますので、この段階で現在の状況に合わせた見直しを行いたいという内容でございます。

改正内容につきましては、そこにありますとおり、手数料については3点、「財政状況」の公表に関しても、表題を改めるほか、公表の時期や方法を改めることを想定いたしております。

施行予定日は、公布の日から、ただし宅地造成法の関係につきましては、7月31日からの施行を想定しておるものでございます。

以上でございます。

○小林委員長 はい。説明は終わりました。こちら第2回定例会で議案になる予定案件でございますので、事前審査とならないようご協力をお願いいたします。基本的なところの質疑や資料要求等がございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、（2）千代田区手数料及び財政状況の公表に関する規定整備についての質疑を終了いたします。

次に、（3）南堀留橋塗装塗替等工事に係る入札状況について、理事者の説明を求めます。

○武笠契約課長 では、南堀留橋塗装塗替等工事に係る入札状況について、政策経営部資料3に基づき、ご説明いたします。

工事場所は、九段北一丁目6番先～西神田三丁目3番先。俎橋の1本北側、上流側に架かる橋でございます。

工事概要ですが、塗装塗替を中心に部材の補修や橋梁灯のLED化などを行います。

工事期間は、令和8年6月30日まで。6月から10月の出水期には工事ができないため、工期が長くなっております。

契約方法は、制限を付した一般競争入札で、入札の結果、3億8,490万1,000円で、中部塗装株式会社が落札者となりました。

本件は、第2回定例会でご審議をお願いする予定のため、事前に情報提供するものでございます。

ご説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。ただいまもりましたが、これも第2回定例会で議案になる予定ですので、事前審査とならないように協力をお願いいたします。基本的なところで質疑や資料要求等がございましたらお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、南堀留橋塗装塗替等工事に係る入札状況についての質疑を終了します。

次に、（４）災害対策用備蓄物資（食料）の購入についてですが、（５）災害対策用備蓄物資（水）の購入について、及び（６）災害対策用備蓄物資（衛生用品）の購入についてが関連いたしますので、3件まとめて理事者から説明を求めます。

○武笠契約課長 災害対策用備蓄物資の購入について、政策経営部資料4～6を一括してご説明させていただきます。

本件は、災害対策用備蓄物資について、賞味期限、使用期限が近くなったものについて入替えを行うものでございます。

初めに、資料4、食料の購入でございます。アルファ化米などを購入いたします。契約方法は、公募制指名競争入札。入札の結果、5,442万9,667円で、株式会社清水商会東京支店が落札者となりました。

続いて、資料5、水の購入でございます。こちら契約方法は、公募制指名競争入札。入札の結果、2,267万6,760円で、有限会社三章堂が落札者となりました。

続いて、資料6、衛生用品の購入でございます。今回は携帯トイレ、紙おむつなどを購入いたします。契約方法は、公募制指名競争入札。入札の結果、3,453万9,670円で、株式会社渡辺武商店が落札者となりました。

本件は、いずれも第2回定例会でご審議をお願いする予定のため、事前に情報提供をするものでございます。

ご説明は以上でございます。

○小林委員長 はい、説明が終わりました。こちらも、3件とも第2回定例会で議案になる予定案件でございますので、事前審査とならないようご協力をお願いいたします。基本的なところで質疑や資料請求等ございましたらお願いいたします。

○のざわ委員 この賞味期限が切れそうになったものは、どのようにされるのでしょうか。

○山下災害対策・危機管理課長 委員長、災害対策・危機管理課長です。（発言する者あり）

○小林委員長 ちょっとあれだね。すみません。質疑になってしまうので、これについては、議案審査のときをお願いします。

○のざわ委員 すみませんでした。

○小林委員長 関連があれば、関連についてお伺いします。よろしいですか。

○のざわ委員 はい。すみません。

○小林委員長 はい。

ほかにごありますか。（発言をする者あり）

田中副委員長。

○田中副委員長 食料のほうの購入についてなんですけれども、こちらライスクッキーですね。災害対策用の備蓄物資で、ライスクッキーとありまして、尾西食品の。で、こちら、

原材料のところにライスショートニングという記載がありまして、トランス脂肪酸の含有量などが気になって問い合わせたところ、100グラム中0.05ミリグラムということで、こちらのショートニングに関しては、とてもトランス脂肪酸の含有率が低いということで安心したんですけども。

やはり、原材料、中でもトランス脂肪酸などは、多量に摂取し続けると動脈硬化などにつながったりする物質でもあって、海外では禁止されていたりとかもする食品——原材料ですので、今後、そういう安全性などにも配慮を引き続きしていただけたらなと思っております。

○小林委員長 じゃあ、それを、どれぐらい入っているのかとか、影響とかがあるのか、影響がないとどう判断したのかななども含めて、議案審査のときに説明していただけますか。で、いいですか。（発言する者あり）だからそれを言ってくればいいと思います、議案審査のときに。それを言ってもらえばいいかと思えます。

休憩します。

午後0時23分休憩

午後0時23分再開

○小林委員長 委員会、再開します。

議案審査の部分については、事前審査とならないようお願いしたいと思います。議案審査のときに必要な情報等が事前に必要だと思うものについてはご指摘ください。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、（４）、（５）、（６）につきまして、災害対策用備蓄物資の購入についての質疑は終了いたします。

次に、（７）防災行政無線操作卓等の購入について、理事者から説明を頂きます。

○武笠契約課長 防災行政無線操作卓等の購入について、政策経営部資料7に基づきご説明いたします。

こちらは、平成27年度に購入した防災行政無線を操作するためのパソコン及び周辺機器について更新を行うものでございます。契約方法は、公募制指名競争入札。入札の結果、2,828万7,600円で、田中電気株式会社が落札者となりました。

本件は第2回定例会でご審議をお願いする予定のため、事前に情報提供をするものでございます。

ご説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。こちら第2回定例会で議案となる予定案件でございますので、事前審査とならないようにご協力をお願いいたします。基本的なところで質疑や資料請求等ございましたらお願いいたします。（発言する者あり）よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

○小林委員長 はい。それでは、この操作卓等、これ、言葉で書いても分からないんで、ありましたら、ポンチ絵等、写真等ありましたら、つけていただきたいと思います。今までのものと替えたものがあれば追加して資料として添付していただけないでしょうか。

○武笠契約課長 では、所管と相談いたしましてご用意させていただきます。

○小林委員長 はい。よろしく申し上げます。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 それでは、（7）防災行政無線操作卓等の購入についての質疑を終了いたします。

次に、（8）雉子橋補修補強工事について、理事者からの説明を求めます。

○武笠契約課長 雉子橋補修補強工事について、政策経営部資料8に基づきご説明いたします。

こちらは、契約金額が、当初から1億3,648万300円、3.6%増加し、39億6,228万300円となるものでございます。

変更の理由は、当初予定していた剥離回数では、PCBが取り切れなかったことによる塗膜剥離工の回数増と塗装面積の増、警察との協議による交通誘導員の増となります。足場の形状変更による減額もございましたが、全体として増額となるものでございます。

本件は、第2回定例会で専決事項としてご報告する予定のため、事前に情報提供をいたします。

ご説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。本件につきましては、第2回定例会専決処分の報告が予定される案件ですので、ご承知いただきたいと思います。

委員からの質疑を受けます。よろしいですか——大坂委員。

○大坂委員 1点だけ、確認です。交通誘導員が増という形なんですけど、具体的にどんな感じで人が増えたのか。で、これは、今回、増額になっていますけれども、工事期間中、これかなり長い工事になってくるんですが、最後まで増員が、増えた金額がこの金額になっていて、今後増える予定はないということなのかということと、今回、インフレスライドじゃなくて、実際にいろいろな変更があつての増額と減額が重なつての専決処分になると思うんですけども、工期が長いというところを見たところ、やはり今後、こういった形での増額というのが、今までの工事案件では、かなり増えてきているという中で、現状、見通しとしてはどういうことを、契約課としては考えているのかということ、2点お願いします。

○武笠契約課長 交通誘導員の増についてでございますが、こちらは、交通管理者、警察との協議の結果、改めて交通量調査を実施したところ、常設作業帯設置をするとき、その設置している間は、交通誘導員を新たに追加で配置することになったと聞いてございます。

また、今後の契約の変更などの可能性についてでございますが、昨今、賃上げというこの流れ、社会的な流れがございますので、今後も公共工事の設計労務単価についても、上昇が見込まれるところでございます。その上昇分を工事業者のほうはどう見ていくかというところはございますけれども、労務単価の急激な上昇とかがあるのであれば、インフレスライドなども可能性があるものと考えてございます。

○大坂委員 インフレスライドを適用される場合は、もうそれは致し方ないといいますが、こちらとしては何かそこに関与することはできないというところではあるとは思いますが、やはり金額が、当初から想定してどんどん上がっていく傾向にありますので、しっかりと工事全体の管理ですとか、そういった部分についても、今まで以上にしっかりとやっていただければと思っておりますので、その点、お願いいたします。

○武笠契約課長 工事の所管のほうとも協力しながら、工事の進捗具合などを把握しつつ、必要な部分については変更の可能性があるときには、そちらについても十分な庁内での検討を行った上で進めていくようにしてまいりたいと思います。

○小林委員長 はい。よろしいですね。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、（８）雉子橋補修補強工事についての質疑を終了します。

次に、（９）錦華公園改修工事について、理事者から説明を求めます。

○武笠契約課長 錦華公園改修工事について、政策経営部資料9に基づきご報告いたします。

契約金額が、299万2,000円。0.4%増加し、6億7,924万8,900円となるものでございます。

錦華公園の工事は、4月末に無事終了しましたが、最終的な完了に至るまでに、門柱灯、電気の引込柱、トイレの触知案内板を設置する必要が生じまして、増額となるものでございます。

本件は、第2回定例会で専決事項としてご報告する予定のため、事前に情報提供をいたします。

ご説明は、以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。本件は、第2回定例会専決処分報告される案件ですので、承知ください。

委員からの質問、質疑を受けます。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、（９）錦華公園改修工事についての質疑を終了します。

以上で、政策経営部の報告事項を終わります。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。

それでは、続いて、会計室の報告に入ります。

会計室（１）令和5年度 各会計決算額（速報）、理事者から説明を求めます。

○大矢会計管理者 それでは、会計室資料に基づき、ご説明いたします。

令和5年度の会計は、先月の5月31日に出納閉鎖を行いました。それに伴い、令和5年度各会計決算額の速報がまとまりましたので、毎年度、直近の常任委員会でご報告させていただきます。

恐れ入ります。では、資料の中で、まず1枚目の資料でございます。

一般会計をはじめ、三つの特別会計は全て黒字決算となっております。まず一般会計でございますが、歳入総額、表の上のほうの（B）という欄でございますが、約741億円余です。次に、歳出額は、その下の（C）という欄で、713億円余です。歳入差引額は（D）の欄で、27億2,885万3,780円となりました。この額が形式収支でございます。ここから、翌年度に繰り越すべき財源、これは（E）欄で、3億5,642万8,000円を差し引いた23億7,242万5,780円が実質収支で、いわゆる純黒字額でございます。

また、三つの特別会計は、繰越明許費がございませんので、歳入歳出額がそのまま実質収支額となります。国民健康保険事業会計の実質収支額は13億円余、介護保険特別会計の実質収支は3億円余、後期高齢者医療特別会計の実質収支は9,000万円余となっております。

なお、次ページは、令和5年度と令和4年度との決算比較を掲載してございます。後ほどご覧いただければと存じます。

決算に関しましては、第3回定例会、いわゆる決算議会において、詳しく説明いたします。

説明は以上でございます。

○小林委員長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。それでは、（1）令和5年度 各会計決算額（速報）の質疑は終了し、本日、日程2、報告事項を全て終了いたします。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。

それでは、その他に入ります。委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 なし。はい。

執行機関から、何かございますか。（発言する者あり）いいですか。はい。

それでは、私のほうから1点。委員と理事者の皆様にお知らせいたします。5月24日の議会運営委員会で申合せがございました、第2回定例会から、議会での公式な会議においてのペーパーレス化に取り組むことになりました。つきましては、委員におかれましては、貸与タブレットその他附属品、理事者におきましては、全庁LAN用のパソコン及び附属品を持ち込み、それらを用いて、原則、資料を閲覧いただきますので、よろしく願いいたします。

紙資料が必要な場合は、日程を含めて自身で印刷してご持参いただきたいと思います。当日の資料データにつきましては、準備ができ次第、事務局からご連絡を申し上げます。

この件については、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小林委員長 はい。どうもありがとうございました。

それでは、長時間にわたりご協力を頂き、ありがとうございました。本日の委員会は、この程度をもちまして閉会といたします。ありがとうございました。

午後0時36分閉会